

飲料用等自動販売機設置業者募集要領

上越地域消防局

1 目的

この要領は、上越地域消防局が管理する事業所内において、職員が利用する飲料用等自動販売機の設置業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な手続を定めるものです。

2 対象事業所（※上越消防署のみ複数契約につき設置箇所を別紙にて図示します。）

【契約1】〈缶・ペットボトル入り飲料自動販売機〉

事業所名	設置場所	令和6年度の各月平均販売本数	自動販売機設置場所の目安(mm)	台数
上越消防署	上越市大字藤野新田 330-1	約 800 本	幅 1300×奥行 880 (別紙 3 階②)	1
		約 550 本	幅 1400×奥行 770 (別紙 4 階①)	1
上越南消防署	上越市北城町 1-16-1	約 900 本	幅 1400×奥行 850 2階	1
新井消防署	妙高市諏訪町 1-7-8	約 750 本	幅 1200×奥行 750 1階	1
頸北消防署	上越市柿崎区柿崎 631-2	約 300 本	幅 1200×奥行 750 1階	1
頸南消防署	妙高市大字田切 629	約 300 本	幅 1200×奥行 750 1階	1
東頸消防署	上越市安塚区松崎 639	約 350 本	幅 1000×奥行 750 2階	1
高士分遣所	上越市大字高津 424-2	約 150 本	幅 700×奥行 750 1階	1

【契約2】〈缶・ペットボトル入り飲料自動販売機〉

事業所名	設置場所	令和6年度の各月平均販売本数	自動販売機設置場所の目安(mm)	台数
上越消防署	上越市大字藤野新田 330-1	約 850 本	幅 1700×奥行 700 (別紙 3 階③)	1

【契約3】〈その他（軽食等）自動販売機〉

事業所名	設置場所		自動販売機設置場所の目安(mm)	台数
上越消防署	上越市大字藤野新田 330-1	新規	幅 1300×奥行 880 (別紙 3 階④)	1

※ 軽食はカップ麺、パン類、菓子類とします。また、商品誤差が生ずる可能性のある販売方法は不可とします。

3 自動販売機設置に係る費用負担について

- (1) 自動販売機の設置、管理及び撤去等に要する工事費用、光熱水費等は、事業者の負担となります。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置していただきます。なお、設置費用は事業者の負担とし、設置に当たっては当消防局の指示に従うものとします。

4 貸付契約について

(1) 賃貸借契約の性質

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付契約となり、契約は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約とします。

(2) 用途の制限

賃貸物件は、「自動販売機の設置」の用途のみに使用できます。

(3) 賃貸借契約の期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

(4) 賃料

貸付物件に対する賃料は、各対象事業所の財産評価額に基づき算出した金額を当該年度の当初に徴収します。

(5) 電気料金

自動販売機に係る電気料金は、年度ごとに清算、徴収することとし、各対象事業所の月ごとの「基本料金を除く電気料金」を電気使用量に応じて按分し、下記のとおり算出します。

○自動販売機電気料金

=当該年度の自動販売機設置期間における「各月の自販機電気料金」の和 ※1円未満切捨て
「各月の自販機電気料金」 = $(A - B) \times D / C$

A=電力会社からの電気料金請求金額（当月分）

B=電気料金請求内訳書に記載されている基本料金（当月分）

C=電気料金請求内訳書に記載されている電気使用量（当月分）

D=自販機電気使用量（当月分子メーター計測値）

5 応募資格要件

- (1) 応募の日から過去2年間において、上越市又は妙高市に自動販売機の設置実績を有する者で、その間健全な経営を行っている者
- (2) 前2の【契約1】において、設置事業所7か所全てで同一価格の飲料を販売し、継続して運営する資力・能力を有する者

6 設置業者の決定方法

(1) 選定方法等

ア 缶・ペットボトル入り飲料自動販売機設置業者

提案された各項目に対し評価を行い、評価が1位の業者が【契約1】、2位の業者が【契約2】の設置業者とします。

イ その他（軽食等）自動販売機設置業者

提案された各項目に対し評価を行い、評価が1位の業者が【契約3】の設置業者とします。

(2) 評価項目

項 目	内 容 (具 体 例)
商品の内容	取扱銘柄、商品の種類・数等
管理体制	メンテナンス体制、つり銭不足・容器回収（契約3除く）・故障時の対応等
要望対応等	商品の補給、商品リクエストの対応
環境対応等	消音、省エネ機能、耐震設計、キャッシュレス決済対応等
その他	自動販売機の特長、災害緊急時対応等

※ 評価が並んだ場合は、抽選により業者を決定します。

(3) 設置業者の決定通知

決定した設置業者にのみ直接電話連絡します。（令和8年2月下旬から3月上旬を予定）

7 応募手続

(1) 応募受付場所及び受付期間・受付時間

受 付 場 所	受 付 期 間	受 付 時 間
消防局総務課管財係 (上越市大字藤野新田330-1)	令和7年12月22日(月)から 令和8年1月30日(金)まで	午前9時から午後5時まで (土曜・日曜・祝祭日を除く)

(2) 応募の方法

応募希望者は、希望する種類の自動販売機ごとに自動販売機公募型プロポーザル参加希望申請書、その他必要書類を消防局総務課管財係に直接持参し提出してください。（郵送、ファックスによる受付は行いません。）

(3) 提出書類

- ア 自動販売機公募型プロポーザル参加希望申請書
- イ 提案書（別に定める様式に基づき作成してください。）
- ウ 設置する自動販売機のカタログ（サイズ、電気消費量等が分かるもの）

(4) 留意事項

- ア 応募書類の返却は行いません。
- イ 提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置業者の選定及び目的外使用許可事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。
- ウ 内容に関し不明な点は、別紙質問書で照会してください（電子メール又はFAX可）。

質問受付期間：令和8年1月23日(金)午後5時まで

回答について：令和8年1月28日(水)までに質問者を伏せた形で、申込みのあった全参加者に電子メールにより回答を行います。ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合は回答しません。

8 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

- (1) 使用許可期間中に、当消防局において緊急に公用に供するための必要が生じた場合
- (2) 許可の条件に違反する行為が認められたとき
- (3) 応募の提案内容に虚偽の報告があった場合

9 その他

- (1) 設置業者が決定するまでは、公募に参加した業者名・提案した内容は公表しません。なお設置業者決定後は、プロポーザル参加業者名およびプロポーザル評価表による採点結果のみを公表します。
- (2) 設置場所を確認したい場合は、事前に連絡してください。

上越地域消防局 総務課 管財係

TEL : 025-545-0227

FAX : 025-545-0231

Email : somu@shobo.joetsu.niigata.jp